明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

一　○放送法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令（総務四九）
二　○社会生活基本調査規則の一部を改正する省令（同五〇）

〔告　示〕

三　○基幹放送普及計画の一部を変更する件（総務一八〇）
四　○基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件（同一八一）
五　○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（同一八二）
　○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件の一部を改正する件（同一八三）
　○周波数割当計画の一部を変更する件（同一八四）
　○社会生活基本調査規則に基づく、調査票の様式を定める件（同一八五）

〔公　告〕

諸事項

裁判所
　破産、免責、再生関係
特殊法人等
　独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百二十一条の二の規定に基づく認定、土地家屋調査士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任関係
地方公共団体
　教育職員免許状失効、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○総務省令第四十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及び放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、放送法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月十二日　総務大臣　山本　早苗

放送法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第五号の第五号(4)イを次のように改める。

イ	超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送
(ア)	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送
(イ)	標準テレビジョン放送

別表第五号の第五号(4)ウを削る。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第四号(5)中「を含むテレビジョン放送」の下に「（超高精細度テレビジョン放送を含まないものに限る。）」を加える。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の際現に次の表の上欄に掲げる事項を基幹放送の種類とする放送法第九十三条第一項の認定を受けている衛星基幹放送事業者は、この省令の施行の日において、同表の下欄に掲げる事項を基幹放送の種類とする同項の認定を受けた衛星基幹放送事業者とみなす。

テレビジョン放送（デジタル放送）	超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送

○総務省令第五十号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、社会生活基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月十二日　総務大臣　山本　早苗

社会生活基本調査規則の一部を改正する省令

社会生活基本調査規則（昭和五十六年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第六条第一項第三号ヌ」を「第六条第一項第三号ル」に改める。

第六条第一項第三号ニを次のように改める。

ニ　ふだんの健康状態

第六条第一項第三号中ヌをルとし、リの次に次のように加える。

ヌ　スマートフォン・パソコンなどの使用状況

第六条第一項第四号中ル及びヲを削り、ワをルとし、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第十二条第一項中「に掲げる事項については調査世帯の六十歳以上の世帯員が、同項第六号」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。